

当病院の施設基準届出事項は以下のとおりです。

1.入院基本料および入院基本料等加算

療養病棟入院基本料1
障害者施設等入院基本料
特殊疾患入院施設管理加算
後発医薬品使用体制加算1
入退院支援加算2
情報通信機器を用いた診療に係る基準

2.入院時食事療養(Ⅰ)／生活療養(Ⅰ)

3.特掲診療料

がん治療連携指導料
薬剤管理指導料
地域連携診療計画加算
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
検体検査管理加算(Ⅱ)
CT撮影及びMRI撮影
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
二次性骨折予防継続管理料3
下肢創傷処置管理料

文 書 料 一 覧

普通診断書(当院の様式によるもの)	3,300 円
入院・通院診断書(生命保険・障害保険関係)	5,500 円
後遺症診断書(生命保険・傷害保険関係)	7,700 円
交通事故診断書(自動車保険)	5,500 円
交通事故明細書(自動車保険)	2,200 円
後遺症診断書(自動車保険)	7,700 円
交通事故診断書(警察提出用)	3,300 円
年金に関する診断書	5,500 円
身体障害者用診断書	5,500 円
指定難病に係る診断書(臨床調査個人票)	3,300 円
免許・資格等に関する診断書(簡易なもの)	3,300 円
死亡診断書(死体検案書)	5,500 円
死亡証明書(当院書式)	2,200 円
裁判に関する診断書	11,000 円
面談料(自動車保険・生命保険関係等)/回	11,000 円
入院・通院日数証明書	2,200 円
医療費領収証明書	1,100 円
おしめ使用証明書	1,100 円
学校証明書	550 円
その他証明書(簡易なもの)	1,100 円

新館3階 一般病棟(障害者施設等入院基本料)

当病棟は、一般入院基本料(10:1)を算定しています。
1日に16人以上看護職員が勤務しており、時間帯毎では、

8時30分～16時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数 4人以内です。

16時30分～0時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数 24人以内です。

0時30分～8時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数 24人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食:午後6時以降)
適温で提供しています。また、治療の必要に応じて特別食も
提供しています。

本館3階 一般病棟(障害者施設等入院基本料)

当病棟は、一般入院基本料(10:1)を算定しています。
1日に12人以上看護職員が勤務しており、時間帯毎では、

8時30分～16時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数 5人以内です。

16時30分～0時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数 20人以内です。

0時30分～8時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数 20人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食:午後6時以降)
適温で提供しています。また、治療の必要に応じて特別食も
提供しています。

本館2階 療養病棟(療養病棟入院基本料Ⅰ)

当病棟は、療養病棟入院基本料1(20:1)を算定しています。
1日に 6 人以上看護職員が勤務しており、時間帯毎では、

8時30分～16時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数は、 10 人以内です。

看護助手1名あたりの受持ち数は、 10 人以内です。

16時30分～ 0時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数は、 40 人以内です。

看護助手1名あたりの受持ち数は、 40 人以内です。

0時30分～8時30分まで

看護職員1名あたりの受持ち数は、 40 人以内です。

看護助手1名あたりの受持ち数は、 40 人以内です。

入院時食事療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食:午後6時以降)
適温で提供しています。また、治療の必要に応じて特別食も
提供しています。

入院時生活療養(Ⅰ)

室温調整、照明および水道を適切な範囲でご使用いただけます。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や実施された検査等の名称が記載されていますので、ご本人以外が明細書を受け取る場合（ご家族が会計を行う場合）も含めて、ご理解くださいますようお願いいたします。自己負担のある方で、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へその旨お申し出ください。

平成30年4月 倉敷北病院

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用推進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、患者負担の軽減・医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品の使用を積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・安全性に関する十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願い致します。なお、ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

一般名処方加算

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。

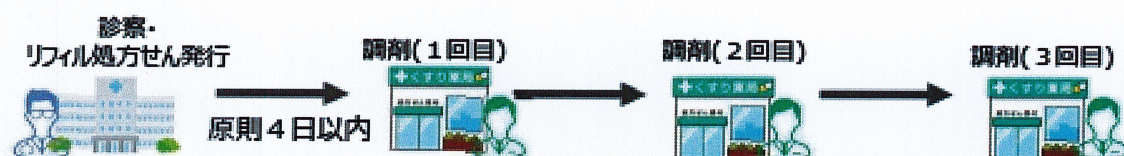
※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

倉敷北病院

長期処方・リフィル処方箋について 当院からのお知らせ

リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方箋です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください。

リフィル処方箋の留意点

医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方ができません。

薬剤師から、次回の調剤予定の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。

薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。

また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。

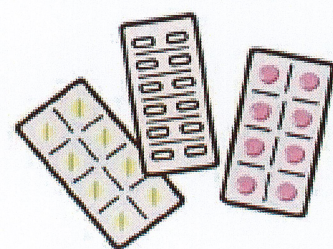
患者の体調変化を考慮し、リフィル処方箋の有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上の長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方箋を発行すること

のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。



情報通信機器を用いた診療に係る掲示（令和6年4月1日現在）

- ・ 当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。

◆ オンライン診療とは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することを基本としており、適切な診療のため、一部の場合を除き、原則、受診歴のある患者さまが対象です。

◆ オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。

◆ 医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療につなげる事になります。

【医師がオンライン診療を行う事が適切でないと判断する例】

1. 患者様の心身の状態に関する有用な情報が得られない場合
2. 急病急変など緊急性が高い症状の場合
3. 情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことが出来なくなる場合

- ・ 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しません。

倉敷北病院

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1点

○ 再診時（3月に1回に限り算定） 1点

< ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず >

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和6年12月

倉敷北病院